

課名・係名（こども課・こども福祉係）

個人情報ファイルの名称	A I 子供見守りシステム	
行政機関等の名称	海田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部こども課	
個人情報ファイルの利用目的	児童虐待（不適切な養育）・不登校や不登園（長期欠席）・生活困窮などによる「望まない孤立」を表面化する前に把握し、子どもにとって最善の利益を考慮した支援を行うため	
記録項目	1 児童及び世帯情報、2 生活保護受給状況、3 障害福祉情報、4 児童福祉情報、5 就学援助受給状況、6 学齢簿情報、7 予防接種情報、8 母子保健情報、9 公立小中学校児童情報、10 児童相談台帳情報、11 児童の予測確率、12 リスク要因	
記録範囲	海田町に住民票がある児童（0～17 歳）及びその世帯	
記録情報の収集方法	総合行政情報システム、健康管理システム、生活保護業務システム、校務支援システム、相談者からの情報を週次更新	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）海田町 福祉保健部こども課	
	（所在地）〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		